

泉水国賛つうしん

7



迎春

新年のご挨拶を申し上げます。

感謝

新年のございました。深く感謝
旧年も、ご高誼とご芳志を賜り、誠にありがとうございました。

旧年も、ご高誼とご芳志を賜り、誠にありがとうございました。

新年も、ご高誼とご芳志を賜り、誠にありがとうございました。

新年も、ご高誼とご芳志を賜り、誠にありがとうございました。

小生、今年は“負けても負けても

小生、今年は“負けても負けても

負けてしまわない”といふ、

負けてしまわない”といふ、

負けてしまわない”といふ、

負けてしまわない”といふ、

向井孝さんの言葉を改めて胸に銘

向井孝さんの言葉を改めて胸に銘



一〇一六年元旦 泉水博

二月二九日、判決!?

水田ふう

一九〇八（明治四一）年にできた監獄法は、戦争に負けて、今の憲法が制定されてもそのまま。二〇〇六年になって、百年ぶりに「改正」された。

親族以外も面会できるようになつて、それで、わたしらも泉水さんに面会に行くようになつたんや。

それが二〇一〇年九月末から、とつぜん「親族以外は面会不許可」になつた。

「なんでやねん、法律は変わったはずや」と、岐阜刑務所の違法に対しても相手に裁判をおこしたのが二〇一一年七月のこと。

それから一八回もの口頭弁論があり、証拠や陳述書など、膨大な量の書面を提出して、泉水さんを含む原告が裁判官の前に立つて証言した。

その間、裁判官は三人変わつた。三人とも強権的な印象はなかつた。たとえば岐阜刑は、原告である泉水さんを裁判所に行かせたくない。所内の仮法廷であることになつた本人尋問に、せめて、獄外原告も仮法廷に同席できるよう、裁判官は「強くはたらきかけてみます」と云うてくれたり。

で、わたし判決にはちょっと期待をもつてた。すべてではなくとも、ゼロではなく、なにかでわたしらの主張は通るはずやと。ところが、ゼロにされてしまいそうな雲行きやんか。

いよいよ判決を書く段になつて裁判官が見つけた「最高裁判例 平成20年4月15日／最高裁判所第三小法廷／平成18（受）263」に照らすと、ようするに、これは国家賠償裁判そのものが成り立たないことなんやと。

話がややこしいけど、受刑者の面会は刑務所長が「恩恵的」に行つているものやから、所長の気分で「面会不許可」にしても、それで義務を怠つたとか、違法があつたということにはならない。一方、面会を申請する者にしても、受刑者に面会が許されて、その「反射」で初めて生じる権利やから、国民ひとりひとりの固有の権利として面会権があるわけではない。そやから、「面会不許可」にされたからいぢり、そのことで国家賠償はできない——。（そしてその旧監獄法時代の判例は、監獄法がかわつた現在でも有効という「お墨付き」がどこかでついてるらしい。）

最高裁の判例いうのは、水戸黄門の印籠みたいや。印籠をかざすのもあおぐのもおなじ裁判官やし、これはおかしい、なんて云えんのやな。それまではさすがに法律が変わつたということは、裁判官なら誰でも承知してるわけやから、岐阜刑のあまりにかたくなな態度に対しては、こちらを応援してるふうにもみえてたのに、俄然「そういうわけですので、お引き取りください」と云わんばかりなんや。

ひとがひととしてひとになるためには、ひとに出会つてひとと関係をもつことから始るんや。ひとに会いたいという思いは、獄中獄外問わず、すべての人間にとつての自由であり権利のはず。法律があるうとなからうとや！

去年一二月二四日の公判で、次回三月二九日を判決としないで、議論を続けたいと主張した。そのとき、左陪席のわかい裁判官（このひとが判決文を書くらしい）がめんどくさそうに「年度がかわるので、三月中にキリをつけてしまいましょう」とな仕草をしたのが、原告席からも傍聴席からも見えた。

裁判の翌日、岐阜刑の一つ手前の停留所までしか行かんようになつたバスにのつて、わたしは泉水

さんに面会に行つた。前日の報告をしながら、思わず泣いてしまつた。「法」つていつたいなんやねん。四年間も獄中に入れられてる人間にとつて、面会いうのがどんなに重要で重大で……。命そのものにかかるようなことやのに「年度がかわるので」なんていう裁判官つていつたいなんやねん。悔しさが込み上げてきたんや。

これを書いているいま、予定されている次回期日の一ヶ月前やけど、わたしらは口頭弁論の再開を申し立てて、その論拠となる「意見書」（村井敏邦氏・一橋大名誉教授）をすでに裁判所に提出した。

旧監獄法のもとの最高裁判例は「理念」がまったく変わつた現在の処遇法のもとでは通らない、獄外原告も面会・信書の発受に関する固有の利益をもつてゐる——と、平易なことばで、誰にもわかりやすく、筋道をとおして、こころを込めて書いてある。この「意見書」は、高い監獄の壁を精神において、はるかに飛び越えていると思う。ぜひ読んでください。

……やっぱり、判決になる可能性の方が高いんやけど、みなさん、三月二九日（火）一三時一五分、岐阜地裁で会いましょう。

面会記 2016.1.28

舟橋寛延

一月二八日（木）の午後、泉水さんの面会に行つてきました。実に二年ぶり以上でしょうか。本当に久しぶりでしたが、お元気そうな泉水さんのお顔を見られて、ここから嬉しかったです。

由井ご神父と岐阜駅で待ち合わせて、車で岐阜刑務所を目指します。由井さんは身元引受人として毎月のよう面会されていますが、私は本当に久しぶりで、刑務所に近づくと緊張してきました。

そもそも私は一般の面会は禁止されていて、それどころか手紙のやりとり、差し入れもできません。

ただ、泉水さんは交通権裁判の共同原告なので、裁判に関する打ち合わせということであれば例外的に面会が認められる、という扱いです。したがって話す内容も裁判以外のことは原則的にダメです。

そもそもこの日も会えるかどうか？ 面会中に余計なことを言つて制止されたらどうしよう？ 泉水さんに迷惑がかかるのではないか？ 更にその後どんな理由であれ会えなくなったらどうしよう？ などの問い合わせや不安が急に頭の中でグルグル回り出し、胃のあたりがグーッと押さえられるようで苦しくなってきました。

*

さて、数年前と変わったのは金属探知機です。正門横の右側に、待機室があり、以前はそこで待つた後、許可が出ると正門から構内に入つたものです。待合室から通じるドアをくぐるさいに、探知機をくぐります。外部委託されているガードマンたちが対応します。特

に問題なくすんなり入れ、まずは第一閨門クリア！ 由井さんと共に1号面会室に入り、けつこう待つた後、泉水さんが入つて来ました。

付き添いの刑務官は、かつて頻繁に面会している時から私の記憶のある人物で、人間的な対応をする方なので、ここでようやく緊張が解けるのを感じたのです。

面会時間は三〇分。比較的ゆったりと話すことができました。最初は由井さんが口火を切つて、近況についてです。質問者である由井さんに向かって答えるがらも、時々泉水さんは私に向かってニコッと笑い、「久しぶりで、ジジイになつたでしよう？」と声をかけて下さいます。茶目っ氣のある様子は以前の泉水さんと変わりません。だしかにお互い年は喰いましたが……

身体の状況を話すときの泉水さんは、質問者である由井神父さんに向かって話します。途中、もちろん私とも目は合うのですが。私は下手に裁判以外のこと口を挟んで、刑務官に会話を止められたくない、と思って大人しくしていました。

今思えば自主規制をしそうたかな、と考えるほどです。このように自分で自分の心に規制をしてしまいます。権力を前にした時、立ち向かう方法がなかなか無い私たちにとって残酷なことです。 私からは、三月に判決を控え、整理しておくべきことを相談しました。泉水さんは獄中にあっても的確に状況をつかんでいて、その精神力にはいつも驚かされます。

今回の面会では最初に、「泉水さん。すみませんね。本当にご無沙汰してしまって……」と言ひ訳する私に、泉水さんは、いつものシャイな様子で、まつて以来、なかなか忙しくなつてしまつて……

「そんなことは気にしないで下さい。皆さんのお気持ちはよく分かっていますから。かえつてそんなふうに謝られますと、こちらも恐縮しちゃうから、やめて下さいよ」

と軽く答えます。ああ、泉水さんはいつもこんなふうだったなあ、と懐かしく、そして嬉しく感じました。

私ももう少し勇気を出し、できることを積み重ねていこうと、心に誓つた面会でした。たかだか三〇分の面会でもこれだけ勇気づかれ、人を信頼しようという気持ちになれるのです。私たちが交通権訴訟で訴えている原点がここにあります。

「ええ、おそらく三月末をもつて、昇級するでしょうから、そうなれば面会回数も増えると思いますよ」とのことです。本当にそうなるとよいのですが。
三〇分を告げるタイマーが鳴り響き、刑務官は面会時間終了を言い渡します。遮蔽ガラスのむこうの泉水さんも、こちら側の私たち二人もゆるゆると腰を上げながら、なごりおしく、そして慌ただしく別れの挨拶をしたのでした。

*

私は文通も止められているので、自分自身や私の家族の近況を伝えることもできません。面会の際には時候の挨拶の流れで、常識の範囲でやりとりができるのが救いです。こうしたあたりまえの人間同士の交歓までもが制限されているのが現状です。

裁判の共同原告として、相談したいことは本当はたくさんあります

カンパのお礼

前号で裁判費用カンパのお願いをしたところ、なんと、50人から合計29万5,000円ものお金を頂戴いたしました。心から感謝いたしました。「意見書」の謝意をもらいました。その一部を使わせましたが、これからも裁判はつづきます。弁護士さんの交通費、コピーフィー、「つうしん」の発行・発送費用など、泉水国賠のために、大切に使わせていただきます。ほんとうにありがとうございました。

2016年2月29日
原告一同

面会記 2016.1.28 —— 舟橋寛延

第一回口頭弁論報告 2015.12.24

谷丸祥子

当までの経緯

ました。

本来ならば、昨年の一二月二四日は判決の予定でした。しかし、判決は延期となり、口頭弁論が開かれました。

理由は、判決を書くための合議の段階で、裁判官らが或る最高裁判例*に気がつき、「これについて、意見を述べる予定はありますか」と原告・被告双方へ連絡をしたところから始まります。(九月一七日のことです。)当該判例は、原告・被告どちらも引用していませんでした。

安田好弘弁護士曰く「あくまで推察だが、この判例にしたがって原告を敗訴させては不意打ちになってしまふので、反論の機会を与えたのだと思う」とのことです。被告はこの判例をもとに一月二六日付で新たな主張の展開と弁論の再開を求めました。

原告は一二月二一日付で反論を行い、よつて、当日一二月二四日は、口頭弁論が開かれも適用されると最高裁判例評釈という本で解説されている。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

①国賠法1条1項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい、公務員が職務上通常尽くすべき法的義務を尽くすことなく、漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、違法の評価を受けるものと解するのが相当である。

②平成20年最高裁判決より、旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法111条2項の趣旨は何ら異なるところがなく、基本的に妥当とする。

③つまり、岐阜刑務所長には原告鈴木らの面会にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

①被告の主張は、平成20年最高裁判決による「職務行為基準説」を前提としているが、刑務所長については、この判断基準を適用するのが初めてであること、別の最高裁判決では「違法限定説」という異なる判断基準が採用されていることから、適用の可否は慎重に判断すべきである。

②「職務行為基準説」にしたがうと、公務員の法的義務は具体的な法令の有無によつて左右される。

これは国家賠償制度の趣旨に反し、国賠法による法的救済の場面をきわめて制限してしまう。

③国賠法上の「違法」とは、法令(不文法も

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④つまり、親族以外の者との面会は、刑務所長が恩恵的に行っており、その処分に対しても国家賠償はできない。

『補足』この判例は旧監獄法の頃の判決だが、判決趣旨は新法(刑事収容施設法)にも適用されると最高裁判例評釈という本で解説されている。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

原告の反論要旨(一二月二一日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

旧監獄法45条2項の趣旨と、刑事収容施設法1126・1128・1129条の規定の趣旨は何ら異なるところがない。大阪高裁平成20年6月6日判決も同旨である。

⑤つまり、岐阜刑務所長には原告舟橋らの信書の発受にかかる固有の利益に配慮すべき法的義務は存せず、国賠法上違法となる余地はない。

被告の主張要旨(一二月二六日付)

④信書の発受についても、平成20年最高裁判決の理が当てはまる。

平成20年最高裁判決の判示は、原告泉州と原告舟橋らとの信書の発受には妥当しない。

被告が提出している大阪高裁判決は、権利について複数の看過がある。

⑦不許可処分を受ける前は、岐阜刑務所長や職員から何の注意もされていなかつた故に、面会や信書の発受が今後もできると期待するのは合理性があり、当該期待は一定の法的保護に値し、突然の不許可処分は期待権を侵害する。

同刑務所長は、面会や信書の発受を求める原告の固有の利益である期待権に配慮すべき法的義務を負つており、被告は国際法1条1項による賠償義務を負う。

安田・山下弁護士の説明から

これまでの口頭弁論は、泉水さんにとつて、原告の面会や文通が、有害か否かのやりとりのみでした。刑事収容施設法へ法改正されてから、面会や文通をしようとする人たちにも権利があるという前提で原告も被告も進めていたからです。正直、裁判官が気づくまで原告も被告も気がついていませんでした。泉水さん以外の原告の皆さんは、あくまでも面会願いや裁判傍聴を続けている。

泉水さんと出会って (まだ会えないけど)

松岡由香子

泉水さんとの文通と裁判は、私に「こんなにひどい日本の行刑、司法!!」の現実に目を開かせた。

今も泉水さんから借りた『日本の刑務所』(菊田幸一著、岩波新書)、非人間的日常状況が具体的な泉水さんの姿とだぶつて、チムグルシ思いで読んでいる。私だったら、何度も憤死したに違いない。いただくお手紙は几帳面な文章と文字で、気遣いに溢れていて、ふうさんの面会によれば、いつも穏やかな好々爺。

しかしながら、泉水さんの国家権力の理不尽さに決して屈しない、この裁判を始めとする生き様は、私を「今まで見てこなかった社会」に押し出した。

堀の向こうの「実際の食事時間は5から7分」、「洗い方はじめ」で素早く浴槽から出て、頭から足先まで全身を洗う。石鹼を流し『入浴』の合図で最後の湯に入る。これも3分ですませる。」という背筋の凍るような冷たい現実に対して、裁判の支援者たちは、なんと暖かいことか。

無償・手弁当で5年近く岐阜や名古屋に通われる安田、山下弁護士の熱さに、死刑廃止運動にのめり込んだほど。ふうさんのぶれない権力に対する姿勢と泉水さんへの関わりに、いっぱい学びながらも、なんとなく、つい乗せられて、わたしも面会願いや裁判傍聴を続けている。

東京や丹波から毎回かけつける原告の方々、何十年も獄中者支援にかかる方々。そんなつわものの面々との出会いは、泉水さんがくれた豊かなプレゼント。国家権力にいじめ抜かれても、腱鞘炎や痔の疾病を抱えても、必死で立ちつづける泉水さん。その悲願でもある獄中待遇の改善は多々あるけど、今の裁判の主題である面会、手紙など外部世界とのつながりこそ、中の方々を励まし、出所後に希望を与える一番大事なことだと、裁判を通じて知らされた。

ホームレス支援をしていて、刑務所にいた方々が多いと実感していたが、出所してもお金もなく伝手もなく、もちろん仕事もなく、どうしようもない状態におかれて再犯率を50パーセントにしている制度が今の刑務所の実態、いじめなど「冷たい日本の人間関係」の極北が刑務所なのだ。

そう思い知らされたが、70歳になってしまい、ちょいと過ぎた。でも泉水さんは79歳になんなんとして刑務所で頑張っている。「もう、やんぺ」とは言えまい。泉水さんとずっと共に歩んでいきたい。

第三者であり、固有の権利ではなく反射的利益しかないため、違法になりえないというの

が、被告の主張です。

ただし、懷疑的な学説は多い。今回の裁量面会は事実上の権利と言つてよく、私たちの主張は「受刑者に権利があるならば、面会者

らにも権利がある。その権利は既に熟成されている」という考え方を基礎としています。

受刑者と市民が交流する土壤がないと社会復帰はきわめて困難です。期待権は、原告すべての固有の権利です。

また、刑事収容施設法111条2項の「前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があつた場合において」との文言は、面会者に申し出る権利があるという前提で、それだけ保護されると解釈できます。

今後の流れ

当日、両弁護士から「主張の補充を行うとともに学者の意見書を提出したい。締め切りは二月末とし、再度の口頭弁論を求める」と、裁判所に要求しました。

しかしながら、裁判所の異動時期の関係から「二月末の締め切り、判決を四月以降に延ばすのはどちらも不可」との回答、いつたんは本日で終結とされました。

寂しく羨ましく眺める方がおられるのではないかと。おそらく今でも面会人がひとりもいないといふ方は大勢おられることがあります。

すなわち、われわれの裁判は泉水さんは勿論のこと、現在刑務所におられるすべての受刑者の方々の今後に多大な影響を与える裁判です。たとえ最高裁まで争うことになって

刑務所という特殊な環境下において、確かに一定の規律は必要かとも思いますが、そもそも刑務所の規律や教育は、獄外の教育機関よりもはるかに崇高な理念の実践が必要なはずです。それはゆたかな人間性を取り戻すことを目的とした情操教育であるからです。

以前、泉水さんは「自分にとって、面会は生きがいです」とおっしゃっていました。生きがいとは、つまり希望であり、人は希望なくして生きていいくことなどできません。その

も、絶対に負けてはいけない。裁量という名で、大切な外部交通権と善意ある人々の思いを絶対に制限させてはいけない。それは人が人として生きることを問う裁判だからです。

三月二九日(火)にどんな判決が下される

かはまだ分かりませんが、心ある判決を今は望むばかりです。

判決を前にして

補充書の締め切りは二月一九日(金)、被告による検討を経て、三月上旬に口頭弁論再開の判断が行われます。現時点では三月二九日(火)一三時一五分が判決の予定です。

獄窓かみ 2015.12.26-2016.2.9

二〇一五年一月二六日(木)

山下幸夫先生から送付文書を受けとりました。期待に反して、検察のマル特文書に関する検察の依命通達（一頁）は、肝心の部分が「以下不開示」でガツクリといった処。公判が始まれば当然追及するでしょうが。他に「無期刑及び仮釈放制度の概要について」（二頁）と、「無期刑の執行状況及び無期受刑者に係る仮釈放の運用状況について」（二三頁）。一応、次回の面会時に宅下げします。

いう程、それこそ、両手両足の指の数に余る程認識させられていますからね。当所では、この處、年に一度は耳にしています。

かと危ぶまれ、穏やかでなかつたという次第。痛みに強い方だとの自負があつたのですが、気持の方で焦つていた処でした。

ところで、当所の所長も（今年度から着任）この時期に急ぎよ左遷となり、三年前まで在住していた大橋省三所長が戻つて再任となつています。早々、厳しさの再現となつてます。誰が考えたつて、その対象は私達収容者ではないと思うのですが、まるで八つ当たり的に。困ったものです。（前所長が左遷さ

ます。誰が考えたって、その対象は私達収容者ではないと思うのですが。まるで八つ当たり的に。困ったものです。（前所長が左遷されたのは、かけ賭博がバレたことによる。）ひと昔前はなかつた状況です。まるで人間

ましたか？ 当所所長以下二〇名の職員（多くは幹部職）麻雀クラブ記事（本省への内部告発）。同僚間ではもっぱらその話題で一日が過ぎました。

正直、懲役はこの三、四年前からの行状の締め付け状況に耐えてきた分、よりその反発、怒りの声が多くするのは余儀無いところで、それでもその程度で治めているのだから大人の分別をもつてゐるということです。

私はといえば、ああまた始ったか、といつた処。職員の不詳事件に関しては、過去、こ

二月二三日(水)
先月末、(前回の面会後)に、ソフトボールで、突き指(右手薬指)をして、約半月、筆が持てない状況となつてました。おまけに口内炎で、それが治らぬうちに便秘がひどく、そのため痔が悪化。先週からは右肋骨部に痛みが出て、息が深く吸えず、横になつていても痛みます。(多分、寝違いと思う。打った記憶全くないので)もう踏んだり蹴つたりと云つた状態でした。

そうした訳で、風さんへの便りも出来な

味のない世界に、ますます変わっている現実です。これで本当に正しいと思つていいのだろうか？ 唯でさえ酷いこの世界に……人として、決して欠いてはならない“情”のない世界は、私は間違つていると断言できます。

一面厳しくたつていいのです。そこに情がある厳しさであるなら。これまでの歴史がそれを教え、人はそれを学んで成長してきたはずです。いまのこの社会は、それに逆行した在り方となつています。結果は歪んだ人間を作るだけです。

再犯をなくす、減少させると言いながら、やつてることは絶対、と敢えて言いますが、逆に増える結果を見ることになります。繰り返しになりますが、情のない厳しさは単なるいじめであり、嫌がらせ、意地悪であって、そこから生まれ育つものに、決して善しとするものはありません。私は自身の体験を通して得てきました。また狭い社会であ

るからこそ、それが判るとも言えましょう。日本の現在の外の社会はどうなのでしょうか？やはり、この社会関係同様の傾向にあるのでしょうか？そして、この社会は、その影響を受けているのでしょうか？私には皆目といつてい程判らない問題です。

見禁止や交談禁止など杓子定規に適用してきました。見ていないフリをして見ているという監視方法も。私も二回注意を受けました。

『つうしん』で、皆さんからメッセージをいただき、大変感謝しています。返事は出せませんが、いつも読ませていただいています。

当然、関係者には多数の職員（幹部職も含め）がいた訳です。三年前に在任していた大橋所長が再赴任してきたのですが、同所長にしても、前回赴任時に同様に関係していた訳ですからそのまま黙認という訳にもいきかず、名古屋管区（上級官庁）として、今回の新所長赴任の措置となつたのでしょうか。

処遇を縮めつける丈縮めつけられ続けていられたのでして、「ハハ面の皮」との専つの評、

指の腱鞘炎は、大分良くなりました。今は西川ふとん（首あてカバー）のマジックテープを布につけるミシン作業をしています。部屋に液晶テレビがあるので、平日は火曜と木曜の一八〇二一時（月一回は金曜も）、土日祝日は一〇〇二二時、チャンネルは自由に観ることができます。（組関係以外は。）しかし、獄内の待遇は大変厳しい状況です。所長が代わってから、刑務官の数が倍になりました。現在は違反行為の取締り月間で、研修を終えたばかりの若い刑務官が、脇

私はと、暮れからの痔病の悪化で、ちよつと苦しんでます。とはいえ、入病（婆婆での入院の意）する訳にもいかず、ダマシダマシといつたところで……此處ではどうにもならないですから。寝込んだら、もう「ハイ、それまで」ですからね。

話変わりますが、当所々長が一月四日からまた変わったようです。まだ名前は分りませんが……長年にわたっての多分接待麻雀……その場での賭（現金）麻雀で、代々の新所長に勝たせるヨイショが慣習化していた様ですが……実質的には、昨年に転任となつた所長一人が責任を取つた形となつた訳ですが、から……

……生涯おつき合いは仕方ないね。
それにしても、春が待ち遠しいと感じるこ
とが、年々増して強くなっているようです。
でもこうして起きて動けている幸せを思い、
ありがたいことと思わなくてはいけないです
ね。そして気を奮い立たせてします。この意
気があれば、まだまだ大丈夫頑張ります。
扱って、ふうさん誕生日おめでとうございま
す。古稀ですね。ひと頃の私は、ふうさんの
古稀のお祝いを、共にうまい酒を飲みながら
過ごしたいと願ったものでしたが、叶わな
かった。残念です。しかし、次なる喜寿の祝
いを目指に踏ん張っていきますからね。

意見書

村井敏邦（一橋大学名誉教授）

平成28年2月12日

第2 刑事施設の被収容者との面会・信書の発受を希望する者にも、面会・信書の発受について固有の利益が認められるか

岐阜地方裁判所第1民事部 御中

御府に係属している平成23年(ワ)第769号、平成24年(ワ)第691号、平成24年(ワ)第770号各國家賠償請求事件につき、以下の通り、意見を申し述べます。

なお、私の経歴、業績及び論文は末尾に記載したとおりです。

*

原告ら訴訟代理人である弁護士安田好弘、山下幸夫から、以下の2点について意見を求められたので、以下の順序で意見を述べる。

第1 最高裁判所平成20年4月15日判決は、
平成17年改正後の事案にも当てはまるか

- 第2点につき、
- ①公的情報へのアクセス権
 - ②司法、行政、立法の情報へのアクセス権およびその公開要求権
 - ③刑事施設へのアクセス権
- 信書の発受者の利益の性格

概述の順序

第1点につき、

①旧監獄法から刑事施設・処遇法への転換の意義

②平成20年判例の射程距離

③現行法111条における面会者、126条における

- た、その声が伝わり、そして、刑務所の中の声が国民に伝わってくることが、最も大切なことではないかと確信した。大臣からの依頼は、「国民に理解され、支えられる刑務所」を作るための基本的な方向を示すことであり、改革の過程も国民に開かれたものであるべきだと考えた」。この一文で記されているところが、現行法の理念である。すなわち、刑事施設および被収容者・処遇を国民の目に開かれたものにするというものである。この理念の背後にあるものは、憲法の基本原理である国民主権であるが、それのみではなく、世界の行刑の進展がある。

- 旧監獄法自体、当時の世界の行刑思潮に沿う、その意味では当時としては進歩的なものとして制定された。しかし、当時の行刑思潮では、処遇の個別化による人間的処遇の確立が限度であり、基本的には特別権力関係で律せられたものであった。被収容者と外部の者との接見・面会も、特別権力関係の中で許可された。
- 現行法への転換は、この特別権力関係に律せられた刑事施設から被収容者も一人の人間として尊重されるべき権利・義務の主体であるということを出発点として開始された。行刑改革会議は、そのような、いわば理念の転換を基礎にして議論を行い、提言をまとめている。そこでは、上記の理念に従って、具体的には、三つの方向が示されていた。
- 第一、「受刑者の人間性を尊重し、真の改善更生及び社会復帰を図るための、いわば受刑者のための諸改革」、
- ①監獄法改正の理念
第1 最高裁判所平成20年4月15日判決は、
平成17年の監獄法改正後の事案にも
当てはまるか

「これまで刑務所について多くを知らなかつた大多数の委員にとって、それは驚きであつた。いわゆる『堀の中』で、受刑者がどのような生活を送っているのか、今まで知らなかつた。また、刑務所の中からの声も聞こえてこなかつた。刑務所の『堀の高さ』を感じた。その堀の高さ故に、世間から隔離され、世間の关心が向けられることなく取り残されてきた世界であると感じた。その閉鎖的な世界の中で、社会内にある我々が普段余り経験することのない秩序が形成され、その中で第一線の刑務官が、過重な負担に耐えながら、必死に、真剣に職務を行つてゐる姿が見えた。この取り残されてきた世界に、行刑改革会議が光を当てることとなつた。

そのような中で、国民の目が刑務所の中に届き、ま

第二、「刑務官の過重な負担を軽減し、健全な執務環境を確保するための、いわば『刑務官のための諸改革』」、第三、「市民が刑務所を訪れ、刑務所運営に『参加』する仕組や、受刑者の不服などが外部の第三者の耳に届く仕組など、いわば『刑務所の屏』を低くし、刑務所を国民に開かれた存在にするための画期的なもの」である。

とくに、第三は、「国民のための改革」の方向である。この方向を前提とする限り、現行法の基礎には、受刑者の改革のみならず、国民のための改革でもあることになる。国民の利益は、受刑者の権利の反射的利益としてではなく、固有の利益として、現行法の基礎にされているのである。

次のようにいうこともできる。すなわち、「国民に理解され、国民に支えられる刑務所」という理念からすれば、とくに「國民から支えられる」という点については、國民が、行刑、すなわち、受刑者の更生について國民の理解と協力を得て、それに國民が参加することであり、その核心として、受刑者とのコミュニケーションが位置付けられるべきである。

後に詳述するように、この点から、刑事施設における受刑者との面会について、國民の側の権利として認められるべきである。

② 平成20年最高裁判決の射程距離

この提言を基礎にして、現行法が制定されている以

上、上記の理念の転換を念頭に置いて、条文の解釈を行うのが当然である。条文の文言に大きな違いがなくとも、その背後にある思想が違う以上、旧監獄法下で出された判断は、そのままでは現行法の解釈の基礎にはなりえない。

旧監獄法の「第45条 在監者に接見せんことを請ふ者あるときは之を許す、2 受刑者及び監置に処せられたる者には其親族に非ざる者と接見を為さしむることを得ず但特に必要ありと認むる場合は此限に在らす」という規定について、この規定は、受刑者を名宛人としているものであって、受刑者との面会を求める者の面会の利益を保障したものではないとの平成20年4月15日第三小法廷判決（民集62巻5号1005頁。以下「平成20年最高裁判決」という。）の判断は、現行法111条の解釈の指針とはなりえない。補足意見中には、現行法111条をも念頭においているかのような表現もあるが、必ずしも現行法の解釈論を展開するものではない。

したがって、現行法111条もこの判決の射程距離内にあると考へる根拠とはならない。

③ 刑事施設遇法111条、126条の解釈

平成20年最高裁判決は、「旧監獄法45条2は……受刑者と外部の者との接見が、受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため必要である場合や、受刑者の改善更生に資する場合がある反面、刑

事施設の規律及び秩序を害する結果を生じ、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあることも否定できないことから、接見の対象となる受刑者の利益と施設内の規律及び秩序の確保並びに適切な処遇の実現の要請……との調整を図るものであることが明らかである。受刑者との接見を求める者が、接見の対象となる受刑者の利益を離れて当該受刑者との接見について固有の利益を有している場合があることは否定し得ないが、旧監獄法45条2の規定が、このような受刑者との接見を求める者の固有の利益と規律及び秩序の確保等の要請との調整を図る趣旨を含むものと解することはできない。」

このように、平成20年最高裁判決は、「受刑者との接見を求める者が、接見の対象となる受刑者の利益を離れて当該受刑者との接見について固有の利益を有している場合があること」を認めながらも、旧監獄法45条2項の規定が受刑者との接見を求める者の固有の利益に対する配慮を含んでいるとは解せないとしている。すでに述べたように、これはあくまでも旧監獄法の規定を前提とした判断であるので、理念の転換を見た現行刑事施設遇法に適用されるものではない。

旧監獄法45条2項の下でも、この規定が受刑者のみを名宛人としているという解釈が当然に出るわけではない。この解釈は、旧監獄法の前提とする価値理念との関係で導かれたものである。そうなると、國民に開かれた刑事施設を理念とする現行法111条の解釈は、自ず

から違つたものになるはずである。すなわち、現行法111条は、第一に、受刑者の権利として面会について規定したものであるが、それのみならず、第二に、受刑者との面会を求める者の権利も規定したものであると解さなければならない。

同条1項と2項の別は、後述するように、受刑者との関係性の程度によって面会の機会の保障に程度を設けたものであつて、受刑者の親族等が第一順位に来て、第1項に掲げる者以外の者は第二順位となつてゐるが、受刑者の面会の利益を否定するのではなく、交友関係の深さを考慮するものの、基本的には処遇上よほどの障害のない限り面会を認めるなどを規定している。交友関係の深さを考慮要因としているのは、受刑者との関係性の程度を考えたのである。

後述するように、交友関係の深さというモーメントは、すでにある関係性の維持だけではなく、関係性を創設することにも及んでいる。

第2 受刑者以外の者の受刑者との面会・信書の発受の固有の利益

他人との面会・信書の発受は、相手方の自由を侵害しない限りにおいて、移動の自由、コミュニケーションの自由の一つとして憲法上保障されている。受刑者との面

会・信書の発受は、その専外であるのか。

すでに述べたように、現行法の制定の理念において、受刑者の利益、刑務官の利益、国民の利益という三つの方向が踏まえられている。

とくに、第三の国民の視点は、一般的に刑事施設の中で、被収容者がどのような生活をしているかについて関心を持ち、そのような人が刑事施設を訪ね、視察することを保障するものであり、そのための制度として、刑事施設視察委員会の制度が設けられた。

しかし、国民の視点は、それのみならず、個々の被収容者とのコミュニケーションをも保障する内容を含んでいると考えるべきである。この点について、以下でより具体的に議論する。

①公的情報へのアクセス権

憲法13条の幸福追求権を基礎として、さらに、21条の表現の自由を媒介として、市民には、公的情報にアクセスする権利が保障される。この公的情報へのアクセス権の前提として、公的機関へのアクセス権が市民的権利として保障される必要がある。

アクセス権は、自己情報については自己情報管理権として特化されるが、これは、他人の情報については、その情報の主体のプライバシーを侵害しないためであり、その点を侵害しない限りにおいては、一般的に、市民は公的情報に対するアクセス権を持つ。

強く、それが行政情報公開法として結実している。以上に対し、行刑、刑事施設へのアクセスについてはどうか。

③刑事施設へのアクセス権

行刑は、行政の一環として、一般的には、上記の「行政の透明性」要求が及ぶ領域である。かつては、「行刑の密行性」が強調されたが、この点は、すでに指摘したように、現行刑事施設処遇法への、いわば価値転換によって克服され、行刑の世界にも透明性が要求されるようになつた。すでに述べた視察委員会の設置はその具体的なあらわれであり、その要請は、行刑実務のあらゆる点において及ぶことになつた。

「透明性」要請は、刑事施設内における施設側と被収容者との関係に留まらないことはもちろんである。被収容者以外の市民と施設との間の透明性が重要なこととして認識されるようになつた。

行刑は「強制」的契機を持つことにおいて、一般の行政とは異なる特殊性があるとして、「透明性」要請に対して抵抗する見解がある。しかし、刑罰の執行現場として、一定の強制的要素があることを否定しえないとしても、それによって、その執行を秘密にすることを正当化するものではない。むしろ、強制的契機があることこそ、それが公正に行なわれることについて、主権者としての国民は多大の関心を抱くところである。公正な

公的情報に対する市民のアクセス権は、そもそも渾源は、憲法15条に求められよう。国民は、公的機関の保有する情報について、本来的には、主権者としてこれを管理する権利をもつていて。それをたまたま各公的機関に保管を委ねているだけである。

市民は以上のことを根拠として、公的機関に対しても保管されている公的情報の公開を要求することができる。この公的情報の中には、公文書等の文字化された情報だけではなく、公的施設に関する情報も入ると考えるべきである。公的施設に関する情報を公開することは、その公的施設の公開ということになる。その意味において、市民は、その施設内の人々のプライバシーを侵害しない限り、公的施設に入りする自由があるというべきである。

②司法、行政、立法の情報へのアクセス権

司法、行政、立法機関の保有する情報へのアクセス権およびそれらの施設への出入りする自由は、公的情報について述べたことの具体的適用である。

本件との関係に於いて問題となる司法における権利としては、裁判の傍聴にかかる権利である。裁判の傍聴については、その権利性を認めない学説もあるが、知る権利を基礎にして権利性を認める見解が通説である。

行政に関しては、國民から行政の透明性を求める声が

る執行に対する國民の関心は、國民一般の持つ行刑に対する利益の一つである。

このようないくつかの被収容者に対する刑の執行、処遇が公正に行われているかについて、被収容者と関係性の強い、家族や友人・知人は関心を持ち、被収容者との接触を求める。さらに、その関係性の維持については、被収容者だけではなく、被収容者の施設内の生活に关心をもつ者、とにかく、家族、友人、知人は、被収容者との関係性の維持についての利益をもっている。それ以外の者にとっても、被収容者との関係性を創設・維持する利益はある。すでに述べたように、被収容者にかかる情報に接する利益は、すべての人にある。個々の被収容者からの情報を得るために、その被収容者との関係性を創設することができなければならない。その意味で、すでに関係性の確立されている家族や友人・知人に限らず、そのほかの人についても、被収容者との関係性を創設し、それを維持發展させることができるものである。

この関係性を維持・保障するのはコミュニケーションという手段である。コミュニケーションこそ、刑事施設内外と外とを結ぶ手段である。被収容者にとっての外部とのコミュニケーションは、被収容者の権利として刑事施設処遇法が保障するところである。この点は、第一の部

人はだれとも、どこにあっても、他人とコミュニケーションして論じた。

人はだれとも、どこにあっても、他人とコミュニケーションして論じた。

トする権利を妨げられない。人とコミュニケーションの機会を奪われない。

利は、人としての基本的な、本然的権利であり、憲法13条の保障する個人の尊厳、幸福追求権の本質的部分である。この権利は、相手が刑事施設内で拘禁されているようとも、保障されなければならないことである。これが具

体的には、憲法21条の表現の自由という形で、面会権となり、信書の発受の自由となっている。また、憲法22条の移動の自由によって、拘禁されている者との面会に当たっては、拘禁されている場所まで移動する自由が憲法22条によって保障されている。

一般の人とのコミュニケーションは、双方が自由に場所の設定ができるが、刑事施設内の被収容者とのコミュニケーションは、それを求める者が被収容者が収容されている施設に赴かなければならぬ。この点が、刑事施設内の被収容者とのコミュニケーションにおける第一の特色であり、刑事施設まで出向く自由の保障にも配慮を要する理由である。また、被収容者にとって、一時に何人もの人と面会することはできないので、自ずから一日に面会する人数や時間が制限されるを得ない。さらに、被収容者と面会を求める者との関係性の程度によって面会の機会の保障が異なるのは、やむを得ないことである。関係性の程度が高いほど面会の機会の保障は手厚くなるであろう。したがつて、家族や友人・知人は最優先となる。ただし、すでに述べたように、それ以外の人にも関係性の創設を求める権利があるのにあるから、家族・友人以

外の人もコミュニケーションの機会を奪われない。

結論

本意見書は、以上に述べたところから、次のように結論づける。

第1 旧監獄法下で出された平成20年4月15日最高裁判決は、理念の転換された刑事施設処遇法下の事件には適用されない。

管支炎など病気のうちにに入らんね。
大阪・E
●一二月二十四日は転ばないで裁判所まで行くようになります。(Kさんは前回の大法廷での公判傍聴にこようとして、家をでるなり自転車にぶつかって転倒。足をくじり、嫌な世の中になりつつあるこの時だからこそ、私たちの声が大切だと思います。)
千葉・Y
●いつも出席できずにスマセシ。ビラ書くのが大変なので語り部してます。(Mさんは毎日駅前にたつて、「戦争法案反対」「死刑反対」を訴えておられるのです。)

以上

びますが、何とか一矢報いたいですね。“対テロ政策”が増々強まり、嫌な世の中になりつつあるこの時だからこそ、私たちの声が大切と思います。

経歴(略)

業績(略)

読者から

○判決延期のこと、エッ?!と思

ました。この段階で判例に気づくというのも、エッ?!ですね。でも、判例があるうがなかろうが、変わらないものは変わらないのだから、その変わらないものを力として示せたらいいですね。

京都・K

千葉・A

埼玉・N

神奈川・S

愛知・Y

兵庫・K

大阪・T

石川・H

滋賀・S

福井・U

長野・V

山梨・W

静岡・X

そういう事一切不可能だとしたら、本当に過酷な現実です。判決は桜の咲く頃。桜色の笑みとなればいいのですが……。ともあれ、これから長い道のり、泉水さんもみなさんも、健康には充分気をつけ、活動が続けられるよう祈っています。

埼玉・O

四〇年という年月、胸がつまること苦しくなる……。

東京・K

千葉・A

タリガトウゴザイマスオウエン

デスマズカデスマゼン

京都・K

滋賀・S

福井・U

山梨・W

静岡・X

管支炎など病気のうちにに入らんね。
大阪・E
●一二月二十四日は転ばないで裁判所まで行くようになります。(Kさんは前回の大法廷での公判傍聴にこようとして、家をでるなり自転車にぶつかって転倒。足をくじり、嫌な世の中になりつつあるこの時だからこそ、私たちの声が大切だと思います。)
千葉・Y
●いつも出席できずにスマセシ。ビラ書くのが大変なので語り部してます。(Mさんは毎日駅前にたつて、「戦争法案反対」「死刑反対」を訴えておられるのです。)

京都・F

埼玉・N

神奈川・S

愛知・Y

兵庫・K

大阪・T

石川・H

滋賀・S

福井・U

山梨・W

静岡・X

●夏の暑さの下での作業疲れが出たのか一〇月頃から早朝おきられなくなり……一二月二十四日はなるべく参加したいと思っています。

大阪・C

山形・M

東京・U

東京・T

兵庫・O

大阪・C

石川・H

滋賀・S

福井・U

山梨・W

静岡・X

●(「最高裁判例」がでて) 国側

東京・T

大阪・C

兵庫・O

大阪・C

石川・H

滋賀・S

福井・U

山梨・W

静岡・X

兵庫・O

大阪・C

●ふうさん病気見舞いありがとう。泉水さんのことを思つたら気

寄りどころとなるのでしようが、

●泉水さんの体にとって、特に冬の寒さ、日常の仕来りは、とてもきついと想像されます。もしカイロを購入できるなら、少しは心のせんが、多くの方が集まるよう、祈っています。

●一二月二十四日は仕事で行けませんが、多くの方が集まるよう、ぜひ一緒にいます。

●ふうさん救援へのご尽力、感謝してます。少額ですが、カンパ金を募つて出かける予定です。

●(「最高裁判例」がでて) 国側

の座り込みしてきた。今、むかえ

てこの国のもつ只中にある国家権力と真っ向から対峙している。今こそ立ち上がりうとうた声の力強さ。寒中の沖縄で、あつくあつくむねが高鳴る。次々と各地から集まる一人一人。泣きながら歌いながら、この思いを各地に持ちかえり、再稼動反対の、戦争する年の大きなうねりと変えて行く。今年は、変える年だね。

熊本・一
●（「つうしん」「風」51号）衝撃的な話で、読みおわって、果然としています。泉水さんのこと、檜森（孝雄）さんのこと……安田さんがやついて下さること。

同じ一二月二十四日、そちらは判断延期なんですね。こちらは高浜原発でいったん再稼動してはならないという仮処分の決定が出たのを、関電が異議申立てた審議の決定が出る日です。せっかく「法の力」で再稼動が止まつたのに、必死にまき返しを図つてくることは必至で、予断を許しません。

國家の意向を受けた「法」の姿をさまざまと見せつけられることになるのでしょうか。しかし、命と

暮らしこそが大切とした樋口（英明）裁判長の名判決は、国家といえども消し去るわけにはいかないのですから、私たちはこれを武器に闘っていくことになるのでしょうか。

大阪・M

●一〇〇八年四月一五日最高裁判

決によると、親族以外の者との面

会は、刑務所長が恩恵的に行なつてているので、その処分に対しても

は、国家賠償ができないとなつて

いるとのこと。しかし、私たちが

提訴した第三次Tシャツ訴訟の

福岡判決（一〇〇八年一〇月八日）では、所長の判断が違法と認

めて損害賠償を認めています。そ

して、この判断は社会的に定着

し、今では死刑囚に対する現金、

切手の差入れは全国の拘置所で認められています。

福岡・T

編 集 後 記

●ある日の珍問答より――

「ゼロはあるかないか」「ゼロは

はないよ」「なんにもないからゼ

ロっていうんやろ」「なんにもな

いってことはないよ」「なんにもな

いことはあるよ」「なんにもな

いってみえないだけで、な

いといつてもみえないだけで、な

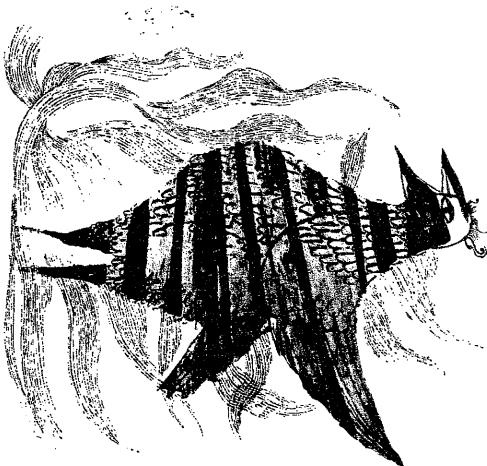
泉水博さんとの

獄中獄外交通権回復のための
国家賠償請求共同訴訟

【判決 或いは、第十九回口頭弁論】

日時——二〇一六年二月二十九日(火) 十二時十五分

場所——岐阜地方裁判所三〇二号法廷



表紙画 Ben Shahn 'Phoenix', 1952

カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

泉水国賠つうしん n-ro 7

発行日 2016年2月29日

発行者 水田ふう

連絡先 T 484-0085

愛知県犬山市鶴鳴町666